

答 申 第 3 6 7 号
平成24年10月24日

千葉県公安委員会
委員長 石川 次郎 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

審査請求に対する決定について（答申）

平成23年4月18日付け公委（成田警）発第1号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成23年3月18日付けで審査請求人から提起された、平成23年2月9日付け成田警発第43号で行った行政文書部分開示決定のうち、次に掲げる事項に係る審査請求に対する裁決について

- 1 事件指揮票（甲）（提出月日11月15日）の伺い事項の欄に記録された捜査方針
- 2 事件指揮票（甲）（提出月日11月18日）の伺い事項の欄に記録された捜索差押え対象物、所在地及び施設名
- 3 事件指揮票（甲の2）（提出月日3月12日）の伺い事項の欄に記録された取り調べ状況及び地検と協議した結果

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張要旨は、次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が、平成23年2月9日付け成田警発第43号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）のうち、次に掲げる開示しない部分を取り消すとの決定を求めるといふものである。

- (1) 事件指揮票（甲）（提出月日11月15日）の伺い事項の欄に記録された捜査方針
- (2) 事件指揮票（甲）（提出月日11月18日）の伺い事項の欄に記録された捜査差押え対象物、所在地及び施設名
- (3) 事件指揮票（甲の2）（提出月日3月12日）の伺い事項の欄に記録された取り調べ状況及び地検と協議した結果

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、次のとおりである。

- (1) 11月15日付け事件指揮票の「伺い事項」欄における捜査方針が非開示とされていた点について

この事件は、メディアで大々的に報道され、法律雑誌にも判決の評釈が数多く掲載され、多くの人が知っている事案であった。

本処分の一部不開示の内容は、警察庁から情報公開法で開示された文書ですでに公にされている内容と同じ主旨の内容であるから、同法8条4号を不開示理由とすることに合理的理由を見出すことは困難であると考えらる。

- (2) 11月18日別紙の事件指揮票の伺い事項の捜査差押え対象物等について

当時、実際に行われた捜査差押えの物、所在地、施設名について、請求人は当事者であるし、その内容はすでに書籍として公開されている。

すでに行政文書開示がなされている当時の本件に係る警察庁長官による警察庁長官賞上申書の記載において、11月24日に、関係各所（ホテル・自宅・オフィス）の強制家宅捜索が行われ、同時に児童相談所が関係者の子どもたち9名を一時保護している。

当然、指揮なくしての捜査はありえないものと考えられる。当時実際

に行われた当局による捜査が、具体的に、どのようになされたかの事実はすでに公になっているのであるから、千葉県情報公開条例8条3号4号を不開示理由とすることに合理的理由を見出すことは困難であると考ええる。

- (3) 3月12日付け事件指揮票の「伺い事項」の取り調べ状況、地検と協議した結果について

長官賞上申書において、事件の概要、事件の認知と初動捜査、捜査の経過、についてすでに開示されており、千葉県情報公開条例8条4号を不開示理由とすることに合理的理由を見出すことは困難であると考ええる。

- (4) 千葉県公安委員会は、公にされた情報であっても一定期間経過後に慣行公性を喪失するとしているが、それはインターネットが発達していない時代では相当な考え方であるが、インターネットが普及した現代では、一旦流失した情報は延々と流通し、一度公開された情報は、本人の意思に反して無関係なところで広く公開され続ける。
- (5) 審査請求人が引用する書籍の出版社は、営業組織を持ち、販売網があるから、当該書籍は、流通仲介業者を通してはいないが、直取引という形態の通常の商業出版物であり、入手が困難なものではなく、慣行として公にされている情報と認めるのが相当である。
- (6) 警察庁長官賞上申書の記載項目には、「捜査の経過」を記載することになっており、事件指揮票の記載通り捜査がなされ、警察庁長官賞上申書の記載通りの業績があがったのであれば、多少の表現の違いがあつたとしてもその内容においては同主旨の内容が記載されているはずである。仮に、情報の性質が違ったとして、同じ内容が記載されているのであれば、それは、すでに公にされている情報というべきである。

第3 諮問実施機関の説明要旨

千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）の説明要旨は、次のとおりである。

1 本件請求について

審査請求人は、実施機関に対し、平成22年12月11日付けで、同日付け行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄を「捜査本部事件（成田市内ホテルにおける保護責任者遺棄致死事件）（検挙日平成12年2月22日）上記事件について、千葉県警察本部長により出された捜査指揮簿又は事件指揮簿」とする開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定について

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書を次に掲げる行政文書（以

下「本件対象文書」という。)と特定し、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)第8条第2号から第4号までに該当するとして本件決定を行った。

- (1) 事件指揮票(甲)(提出月日11月15日)(以下「本件対象文書1」という。)
- (2) 事件指揮票(甲)(提出月日11月16日)
- (3) 事件指揮票(甲)(提出月日11月18日)(以下「本件対象文書2」という。)
- (4) 事件指揮票(甲~~の2~~)(提出月日11月25日)
- (5) 事件指揮票(甲)(提出月日12月3日)
- (6) 事件指揮票(甲)(提出月日12月10日)
- (7) 事件指揮票(甲~~の2~~)(提出月日12月16日)
- (8) 事件指揮票(甲の2)(提出月日2月21日)
- (9) 事件指揮票(甲の2)(提出月日2月24日)
- (10) 事件指揮票(甲の2)(提出月日2月25日)
- (11) 事件指揮票(甲の2)(提出月日3月6日)
- (12) 事件指揮票(甲の2)(提出月日3月10日)
- (13) 事件指揮票(甲の2)(提出月日3月12日)(以下「本件対象文書3」という。)

3 不開示の理由について

(1) 条例第8条第2号該当性について

ア 被害者の氏名並びに被疑者の氏名及び年齢

(ア) 条例第8条第2号本文該当性について

被害者の氏名並びに被疑者の氏名及び年齢は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報である。

(イ) 条例第8条第2号ただし書該当性について

a 条例第8条第2号ただし書イ該当性について

(a) 被害者の氏名について

被害者の氏名については、本件捜査本部事件発生当初において報道機関において実名報道がなされているものの、同実名報道から複数年が経過しており、本件行政文書開示請求時点においては慣行として公にされている情報とは認められず、又法令等の規定に基づき公にもされておらず、条例第8条第2号イには該当しない。

(b) 被疑者の氏名及び年齢について

事件指揮票(甲の2)(3月12日)に記載された被疑者については、任意取調べの対象たる被疑者(以下「身柄非拘束被

疑者」 という。) であり、身柄非拘束被疑者の氏名及び年齢は法令等の規定により又は慣行として公にされている事実はないことから、条例第8条第2号イには該当しない。

b 条例第8条第2号ただし書ロ、ハ及びニ該当性について

被害者の氏名並びに被疑者の氏名及び年齢は、条例第8条第2号ロ、ハ及びニのいずれにも該当しない。

イ 特定の被疑者の供述内容、供述に関する記載及び被疑者の処分に関する記載

(ア) 条例第8条第2号本文該当性について

特定の被疑者の供述内容及び供述に関する記載は、個人の価値観及び同価値観を下になされた判断が記載されており、これらの情報は個人に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

特定の被疑者の処分に関する記載は、殺人並びに保護責任者遺棄致死事件の捜査の対象となった特定の身柄不拘束の被疑者に対して、特定の日に一定の処分がなされることについての捜査方針が記載されており、当該情報は、個人の名誉等にかかわる極めて機微な情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

(イ) 条例第8条第2号ただし書該当性について

a 条例第8条第2号ただし書イ該当性について

特定の被疑者の供述内容、供述に関する記載及び特定の身柄非拘束被疑者の処分に関する記載は、法令等の規定により又は慣行として公にされている事実はないことから、条例第8条第2号ただし書イには該当しない。

b 条例第8条第2号ただし書ロ、ハ及びニ該当性について

特定の被疑者の供述内容、供述に関する記載及び特定の身柄非拘束被疑者の処分に関する記載は、条例第8条第2号ロ、ハ及びニのいずれにも該当しない。

(2) 条例第8条第3号該当性について

特定の施設が特定の事件において捜索差押えの対象となった事実及び特定事件の被疑者取調べ上の着眼点として特定の施設名が記載されていることが公にされると、当該施設が捜査対象とされたことが明らかとなり、又は同施設があたかも事件に関与しているかの憶測を招き、当該施設と顧客及び取引先等との関係を損ない、同施設の企業としての社会的信用を害するなど、当該法人の競争上の地位その他の正当な

利益を害するおそれがある。

(3) 条例第8条第4号該当性について

ア 「伺い事項」欄中の捜査方針に記載されている捜査の具体的な着眼点や捜査手法

警察における捜査方針とは、被疑者及び証拠を発見・収集・保全することを目的として事件の背景や動機、犯行の手段、方法を明らかにするための捜査の着眼、手法について具体的な方向性を示すものであり、事件捜査の根幹をなすものである。

よって、同捜査方針が公にされると、将来犯罪を企てる者にとって有益な情報となり、検挙に至らない程度と同種事案を敢行し、あるいは逃走又は証拠隠滅を図る等の対抗措置を講ずる蓋然性が高く、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがある。

イ 「伺い事項」欄中の搜索差押え対象物、所在地、施設名

搜索差押え対象物、所在地、施設名は、捜査の着眼点に関する情報であって、犯罪企図者にとって有益な情報となる。

これらの情報が公にされると、搜索差押えの対象としてどのような物あるいは場所が裏付け捜査の対象になりうるかが明らかとなり、犯罪企図者がこれを逆手に取って検挙に至らない同種事案を敢行し、あるいは捜査の攪乱や証拠隠滅を図る等の対抗措置を講ずる蓋然性が高く、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 「伺い事項」欄中の取調べ状況として記載された被疑者取調べの着眼点、犯罪を立件するための捜査の着眼点

被疑者取調べの着眼点及び犯罪を立件するための捜査の着眼点であって、犯罪企図者にとって有益な情報となる。

これらの情報が公にされると、犯罪の立証を目的とした被疑者取調べ上の着眼点については犯罪を立件するための捜査の着眼点が明らかとなり、犯罪企図者がこれを逆手に取って検挙に至らない同種事案を敢行し、あるいは捜査の攪乱や証拠隠滅を図る等の対抗措置を講ずる蓋然性が高く、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがある。

上記「ア、イ、ウ」の支障性は、同一人が探索的な開示請求を複数回繰り返すことにより、被疑者取調べ上の着眼点及び捜査の着眼点が累積的に公にされる状況を想定すれば明白である。

4 決定の妥当性について

- (1) 本件対象文書に係る捜査本部事件は、平成12年2月に検挙された捜査本部事件のうち、成田市内ホテルにおける保護責任者遺棄致死事件に係るものであるが、捜査本部事件については通常報道発表がなされており、本件対象文書に係る捜査本部事件についても、報道発表がなされ実

際に報道されている。

しかし、過去に公にされた情報であっても一定期間経過後に慣行公性を喪失すると考えられ、本件対象文書に係る捜査本部事件の被告の裁判が公判廷で行われていたとしても、本件開示請求がなされたのは同裁判が確定した日付からすでに複数年が経過している。

したがって、本件対象文書に係る捜査本部事件において報道された情報は、すでに慣行公性を失っていると判断でき、審査請求人のこの主張には理由がないと認められる。

- (2) 審査請求人は「警察庁は、平成14年10月30日この事件についての「警察庁長官賞上申書」を開示した。」と申し立て、部分開示決定された「警察庁長官賞上申書」（不開示部分を黒塗りにしたもの）を本件審査請求書に添付した上で、「本処分で不開示とされた情報は、「警察庁長官賞上申書」において公開されている内容と同主旨である。」旨を主張する。

以下、仮に本件対象文書に係る捜査本部事件が審査請求人が特定する事件と同一であると仮定した場合において、「警察庁長官賞上申書」において公にされている情報と本件審査請求に係る対象文書とを条例第8条各号ごとに比較検討する。

ア 条例第8条2号に係る情報

仮に同一の情報が記載されていたとしても、平成12年2月検挙に係る捜査本部事件の行政文書に対して、平成14年に開示請求がなされるのと、平成22年に開示請求がなされるのとでは、情報の周知性・慣行公性の判断に差が生じると認められる。

イ 条例第8条第3号に係る情報

審査請求人提出に係る「警察庁長官賞上申書」には、搜索差押え対象物、所在地、施設名は具体的に記載されていない。

ウ 条例第8条第4号に係る情報

「警察庁長官賞上申書」については、特定の事件について捜査終了後に警察庁長官賞該当性の有無を事後的に判断する行政文書であることから包括的な記載となる。

しかし、事件指揮票は、捜査中の事件について「どのようなタイミングでどのような捜査を行うか」という判断を含めた、捜査の経過、捜査予定、今後の捜査方針等の指揮伺いの要旨等が記載されており、具体的な捜査手法等に関する情報であり、その情報の性質は「警察庁長官賞上申書」とは異なり、開示・不開示の判断に差が生じると認められる。

以上のことから、「本処分で不開示とされた情報は、「警察庁長官賞上

申書」においてすでに公にされている内容と同主旨である」とする審査請求人のこの主張には理由が認められない。

第4 審査会の判断

千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）は、異議申立人の主張及び諮問実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定の経緯は、第3の1及び2のとおりである。

2 本件対象文書について

- (1) 本件対象文書は、犯罪捜査に関する規程（昭和40年千葉県警察本部訓令第10号）第26条第1項に規定する事件指揮票（甲）及び事件指揮票（甲の2）であり、審査会において、本件対象文書1から3までを見分したところ、当該文書はそれぞれ次に掲げる欄で構成されている。

ア 注意

イ 提出月日

ウ 事件番号

エ 決裁

オ 伺者印（当該指揮票（甲の2）にあつては、捜査本部長印）

カ 伺い事項

キ 指揮事項

ク 備考

ケ 本部指揮

- (2) 本件決定において開示しない部分（上記第2 1(1)から(3)までに係るものに限る。）は、次に掲げるものである。

ア 本件対象文書1の上記(1)カに記録されている捜査方針、被疑者の異名及び氏名

イ 本件対象文書2の上記(1)カに記録されている搜索差押え対象物、所在地及び施設名

ウ 本件対象文書3の上記(1)カに記録されている取調べ状況、事件に係した施設名及び被害者の氏名

エ 本件対象文書3の上記(1)カに記録されている被疑者の供述に関する記載及び処分に関する記載

- (3) 事件指揮票とは、犯罪の捜査について指揮するに当たって、指揮監督者である実施機関及び千葉県警察署長の責任の明確化を図るため、事件の指揮の伺いについて同規程第26条第1項の規定により、作成されるものである。また、同規程第26条第2項の規定により、伺いに当たっては、原則としてその伺いの根拠となる事実の要旨を記載し、その内容により、適宜口頭疎明をする等、指揮者の判断を誤らせないようにする

ものとする」とされている。

3 条例第8条第2号該当性について

- (1) 審査会が、本件対象文書3を見分したところによれば、実施機関が条例第8条第2号に該当し開示しないとした部分（上記第2 1(1)から(3)までに係るものに限る。以下「本件不開示部分」という。）については、任意で取り調べている被疑者の供述に関する記載及び処分に関する記載が、当該被疑者の氏名及び年齢とともに記録されていることが認められる。これらについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。
- (2) 上記第3 3(1)のとおり、これらについて、諮問実施機関は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている事実はなく、条例第8条第2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ、ハ及びニにも該当しないとし、本件不開示部分については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、同条本文に該当すると説明するので、次のとおり検討する。
- (3) 刑事事件の被疑者が逮捕された際に、被疑者の氏名等が放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）で発表されることは多くあることであるが、任意で取り調べている被疑者については、法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、また、通常、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。
- (4) また、審査会が事務局をして本件対象文書3に記録された提出月日3月12日辺りの新聞を確認させたところ、本件不開示部分である当該被疑者の供述に関する記載及び処分に関する記載はなかった。
- (5) したがって、諮問実施機関の説明に不合理な点は認められず、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。
- (6) 条例第8条第2号ただし書ロ該当性について検討すると、本件不開示部分については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは認められない。
- (7) 条例第8条第2号ただし書ハ該当性について検討すると、仮に、任意で取り調べている当該被疑者が公務員等であったとしても、処分を受けることは、当該者に分任された職務を遂行する内容に係る情報とは言えないことから、本件不開示部分については、当該条項に該当するとは認められない。
- (8) 条例第8条第2号ただし書ニ該当性について検討すると、本件不開示

部分については、食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報は記録されていないため、当該条項に該当するとは認められない。

- (9) さらに、本件不開示部分については、個人を識別することができることとなる記述等の部分を除いたとしても、一般的に他人に知られることを忌避する性質のものであると考えられ、当該被疑者の権利利益が害されるおそれがあると認められ、条例第9条第2項の規定による部分開示をすることはできない。

4 条例第8条第4号該当性について

- (1) 審査会が、本件対象文書1から3までを見分したところによれば、実施機関が条例第8条第4号に該当し開示しないとした部分（上記第2 1(1)から(3)までに係るものに限る。）については、捜査の方針、手法等に関する記載が認められる。これらについては、実施機関がいかなる捜査の方針の下、いかなる手法で捜査を進め、検察官に送致するに至ったかが記載された内容であることが認められる。

- (2) これらについて、開示しないとした理由を諮問実施機関は次のとおり説明する。

ア これらについては、事件の認知から、どの程度の時間の経過後に、適当な時期を見計らって、実施機関がいかなる具体的措置を施し、また、いかなる方針に基づき、どのような手法を駆使して捜査を遂行したのか等の情報が記載されており、これらを公にすることにより、実施機関の捜査の手の内にある情報、機動力が明らかとなる情報である。

イ また、このような捜査の方針、手法等については、本件対象文書に係る事件に限ったものではなく、今後、当該事件と同種の事件に対する捜査においてはもちろん、一般的に捜査は、同様の捜査の方針、手法等の組合せにより遂行されることが多いことから、犯罪を企図する者がこのような捜査の方針、手法等を知れば、捜査の手の内を事前に知った上で罪を犯すことが可能となる。その結果、事件を引き起こした際に、犯行が巧妙化し、検挙に至らない程度と同種の事件を引き起こし、逃走、証拠の隠滅、かく乱、偽装のための工作、口裏を合わせること等の対抗措置をとられる可能性があるなど、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがある。

ウ さらに、このような捜査の方針、手法等について、公にすることになれば、開示の請求を繰り返すことにより、犯罪を企図する者に多くの捜査の方針、手法等を明らかにすることとなり、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがある。

- (3) このような諮問実施機関の説明に不合理な点は認められず、条例第8条第4号に該当し開示しないとした部分（上記第2 1(1)から(3)まで

に係るものに限る。)については、公にすることにより、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められることから、条例第8条第4号に該当する。

5 条例第8条第2号及び第3号該当性について

条例第8条第2号から第4号までに該当するとしてその一部を開示しないとした本件決定について、実施機関が同条第2号及び第3号に該当するとして開示しないとした部分(上記第2 1(1)から(3)までに係るものに限る。)については、同条第2号及び第3号該当性(上記3を除く。)について判断するまでもなく、同条第4号に該当することから、開示しないことが妥当であると判断する。

6 審査請求人のその余の主張について

(1) 報道について

審査請求人は、上記第2 2(1)及び(4)のとおり、メディアで大々的に報道される等、多くの人知っている事案であると主張するので、次のとおり検討する。

刑事事件の被疑者が逮捕された際に、被疑者の氏名等が報道機関で発表されることは多くあることであるが、これは、司法手続等に対する信頼を確保すること等の基本的な理念に基づき実施されているものである。その限度において、被疑者は個人に関する情報を開示されるなど一定の不利益を受けざるを得ないが、それを超えて、個人の名誉、信用に直接かかわる個人に関する情報である被疑者として警察の強制の処分を伴う捜査を受けたという事実がいかなる場面及びいかなる時点においても一般的に公表されるべきものであるとすることはできない。

さらに、当該捜査を受けた被疑者の氏名等の情報が報道され、当該情報が一時的に公衆の知り得る状態に置かれたとしても、それから一定の期間が経過した時点においても慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると言い得るか否かは疑問である上、当該情報は、報道機関に対する警察の発表を踏まえたものであるにせよ、報道機関がその取材に基づき独自に報道したものであり、警察においてその後警察白書等において当該情報を公表しているような特段の事情が認められない限り、当該情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当することとなると認めることはできない。

したがって、この点において、諮問実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(2) 「警察庁長官賞上申書」について

審査請求人は、平成23年3月18日付け審査請求書に、行政機関の

保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示されたと考えられる「警察庁長官賞上申書」を添付し、上記第2 2(1)から(3)まで及び(6)のとおり、本件決定で開示しないとした部分は、同法に基づき開示された「警察庁長官賞上申書」ですでに公にされている内容と同じ主旨の内容であると主張するので、次のとおり検討する。

審査会が「警察庁長官賞上申書」を見分したところによれば、本件対象文書1から3までと「警察庁長官賞上申書」は異なる内容であると認められ、この点において、諮問実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(3) 書籍について

審査請求人は、当該請求書とともに千葉成田ミイラ事件①と題する書籍を送付し、上記第2 2(2)及び(5)のとおり、捜査が具体的にどのようになされたかの事実は当該書籍としてすでに公になっていると主張するので、次のとおり検討する。

審査会が事務局をして当該書籍を見分させたところによれば、本件対象文書1から3までと当該書籍は異なる内容であると認められ、この点において、審査請求人の主張は認められない。

7 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定（上記第2 1(1)から(3)までに係るものに限る。）は、妥当である。

第5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成23年 4月18日	諮問書の受理
平成23年 7月 1日	実施機関の理由説明書の受理
平成23年 8月16日	異議申立人の意見書の受理
平成24年 4月24日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成24年 5月29日	審議
平成24年 6月26日	審議
平成24年 7月24日	審議
平成24年 9月18日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会委員

氏名	職業等	備考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
瀧上 信光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	
横山 清美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成24年9月18日現在)